

『車両系建設機械運転技能講習』のご案内 (解体用)

これまで機体質量3t以上の車両系建設機械(解体用)の運転資格は、ブレーカのみが対象となっていました。しかし、法令改正により平成25年7月1日より、ブレーカに加え、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機および解体用つかみ機が追加で運転資格が必要となり、従来3時間で行っていた講習が5時間に変更になりました。平成25年6月30日までに修了した資格では、平成26年7月1日以降(1年間の猶予期間後)はブレーカ以外の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機および解体用つかみ機を運転できなくなりましたのでご注意ください。当協会では労働災害防止を図るため、知識・技能習得の講習会(福岡労働局登録教習機関第10号)を下記のとおり開催致します。

【修了証で運転できる代表的な建設機械】

機体重量に関わらずブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機および解体用つかみ機を使用した解体業務

1. 日 程

第1回	H29	4月12日(水)	第7回		10月28日(土)	時間 8:00~17:05 (修了試験含む)
第2回		5月20日(土)	第8回		12月 2日(土)	
第3回		6月17日(土)	第9回	H30	1月27日(土)	
第4回		7月15日(土)	第10回		2月24日(土)	
第5回		9月 2日(土)	第11回		3月31日(土)	
第6回		9月30日(土)				

※ 受講希望者が少数の場合は中止若しくは延期する場合がございますので、ご了承願います。

2. 場 所：連合会教育センター 北九州教習所(旧：産業教育センター)(戸畑区中原 46-1)

3. 受講料・テキスト代(消費税込み) (単位：円)

受 講 資 格 (区 分)	時間	受講料	テキスト代	合計
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習修了者	5H	18,360	1,620	19,980
※講習時間と別に、学科・実技それぞれ修了試験を行います。				

免許資格の免許証や修了証は、原本を講習初日の受付時に確認させていただきますので、必ずご持参し提示願います。講習期間中に確認できない場合は、受講不可となります。

4. 受講資格：満18歳以上の方。

5. 申込み方法：

受講申請書に所定事項を記入の上、当協会へ取り敢えずFAXでお申し込み後、捺印した本紙に①～②を添えて郵送又はご持参して頂き、受講料を下記の振込み先にお振込み願います。

① 受講資格を証明する資格証の写し

② 写真1枚(正面・無帽・無背景：縦30mm×横25mm)の裏面に氏名を記入して、申請書に添付してお申込み下さい。(申請書への貼付けは不要となりました)

注)申込み後の受講料等の払戻しはできません。ただし、受講できない場合は受講者の変更をしてください。

また、日程の変更は最初に申込みされた日程から3ヶ月以内に受講をお願いいたします。

5. 連絡先・振込先等

公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部(若松労働基準協会)
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL:093-751-6563、FAX:093-863-6567
受講料振込先：北九州銀行若松支店(普通預金)NO.6149469
口座名：公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部
(振込手数料は貴社にてご負担願います)

*記入していただきました個人情報(当講習会以外)は一切使用いたしません。
受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。

6. CPDSの取り扱いについて

受講された方には教育センター支部（旧：産業教育センター）より、講習会終了時に「受講証明書」をお渡しいたしますので、**受講申し込みの際に必ず、CPDS利用の旨をお伝え下さい。**

（申請なき場合は証明書が準備できません。）

※受講証明書の配布時に**本人確認**を行います。確認のために**CPDS技術者証、若しくは自動車運転免許証**（ともに顔写真付きであること）が必要です。

（確認できない場合は証明書がお渡しできません。）

なお、**学習履歴の申請は受講者ご本人様**で行ってください。

7. 建設労働者確保育成助成金ご利用のすすめ

中小建設事業主等が、雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費及び賃金の一部を助成する制度です。

支給要件

- ・資本金3億円以下または従業員300人以下であること。
- ・雇用保険の適用事業所で、保険料率が16.5/1,000であること
- ・講習を受ける者が被保険者であること

助成額

- ・経費助成（受講料等） 税込み額×80%
- ・賃金助成（日当） 8,000円×受講日数

注)時間外や休日の取扱いなどにより助成額が異なる場合があります。

手続方法

※平成27年10月以降の講習より、講習開始1ヶ月前の事前届け出が必要となりました。

- ・上記助成金をご利用の場合は、講習開始1ヶ月前までに当協会へご連絡をお願いします。
事前の届け出手続きに必要な書類を教育センター支部より郵送いたします。
- ・1ヶ月前までに労働局へ届け出をしていない場合は、助成金のご利用が出来ませんので、ご注意ください。